４　農林水産大臣は、法第十条第一項の変更の認定の申請があった場合は速やかにその内容を審査し、当該供給確保計画の変更の認定をするときは、その申請があった日から原則として一月以内に、様式第六による認定書を変更申請者に交付するものとする。

５　農林水産大臣は、法第十条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を変更申請者に交付するものとする。

６　農林水産大臣は、法第十条第一項の変更の認定をしたときは、様式第八により、その旨を当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に対して通知するものとする。

（供給確保計画の軽微な変更）

第六条　法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二　認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（ただし、法第三十一条第三項第一号の規定に基づき安定供給確保支援法人が認定供給確保事業者に交付する助成金の額の変更を除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

２　前項に規定する軽微な変更を行った認定供給確保事業者は、遅滞なく、様式第九により、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（供給確保計画の変更の指示）

第七条　農林水産大臣は、法第十一条第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該指示を受ける認定供給確保事業者に交付するものとする。

（供給確保計画の認定の取消し）

第八条　農林水産大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

２　農林水産大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その旨を当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人に対して通知するものとする。

（供給確保計画の実施状況の報告）

第九条　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十三により、農林水産大臣に報告しなければならない。

（取組の実施の支障時等の報告）

第十条　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　月　日

農林水産大臣　名　殿

住所
名称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（申請者が法人の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（申請者が法人の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請に係る事業の日本標準産業分類における中分類名称並びに小分類名称及びその番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。